

特殊詐欺、過去最高の被害額

令和6年における警察が確認している特殊詐欺の被害額は前年比1.6倍増の721億5千万円にも上り、過去最高を記録しました。今回は、被害が急増している特殊詐欺の例を紹介しますので「自分は大丈夫」と思わずにその手口を理解しましょう。

【被害が急増している特殊詐欺】

①仮想通貨詐欺

主な手法は、「ニセ取引」「ICO詐欺」「Airdrop詐欺」の3つです。ニセ取引はノーリスク・ハイリターンをうたって仮想通貨を購入させ、お金をだまし取る手法。ICO詐欺は「新規事業立ち上げの資金調達で仮想通貨を発行する。周囲を勧誘してくれれば後で高配当をする」としてねずみ講式に購入をもちかける手法。Airdrop詐欺は無料でユーザーに仮想通貨を配る仕組みを悪用され、登録情報や口座にある仮想通貨を盗む手法です。対策として「金融庁に登録されている取引所を利用する」「国内取引所が扱っている仮想通貨だけを使う」という2点に気を付けるだけでも、大きく被害リスクを下げることができます。

②はがき、封書による架空請求

最近特に増えている特殊詐欺で「消費料金」などの名目により、公的機関風な名称の差出人から料金の支払いを求めるはがきや封書が届くという手法です。ターゲットの不安を煽って指定の電話番号に連絡させ、金銭を要求したり、より詳しい個人情報を聞き出そうとします。犯人はいかにも実在しそうな名称を使い、訴訟や強制執行をほのめかす内容を短い連絡期限を指定して記載しています。最も有効な対策は無視をすることです。

③情報商材、副業詐欺

「簡単に儲かるノウハウを教えます」などとして、高額なセミナーに参加させたり教材を買わせたりする手法です。手法としては「1日数分の作業で月数百万円が入ってくる」などと誇大広告を出し、ほとんど意味のない高額な教材を売りつけてきます。SNSを通してモデルやタレントに勧誘され、契約すると撮影費やレッスン料を請求されるパターンも増えています。お金を稼ぐ前に法外な料金を請求してくる時は詐欺の可能性が高いです。お金を要求されたら、すぐに契約を中止しましょう。

● 架空請求書の送り付けにも注意！

最近、架空料金請求詐欺において、犯人がSNSなどで架空の請求書を送信し、それを被害者に印刷させて金融機関の窓口で提示させた上で振込手続きをさせるといった事例が発生しています。これは、請求書の存在によって金融機関職員や警察官などに正当な取引と思わせるための手法なので、十分注意しましょう。もし被害を見たり聞いたりしたら、北海道立消費生活センター「☎011-221-0110」か警察相談専用ダイヤル「#9110」にすぐ相談するように勧めましょう。

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎0144 ㊟0110

追分駐在所 ☎㊟2003

安平駐在所 ☎㊟2339

早来駐在所 ☎㊟2030

遠浅駐在所 ☎㊟2211

役場総務課 ☎㊟2511